

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

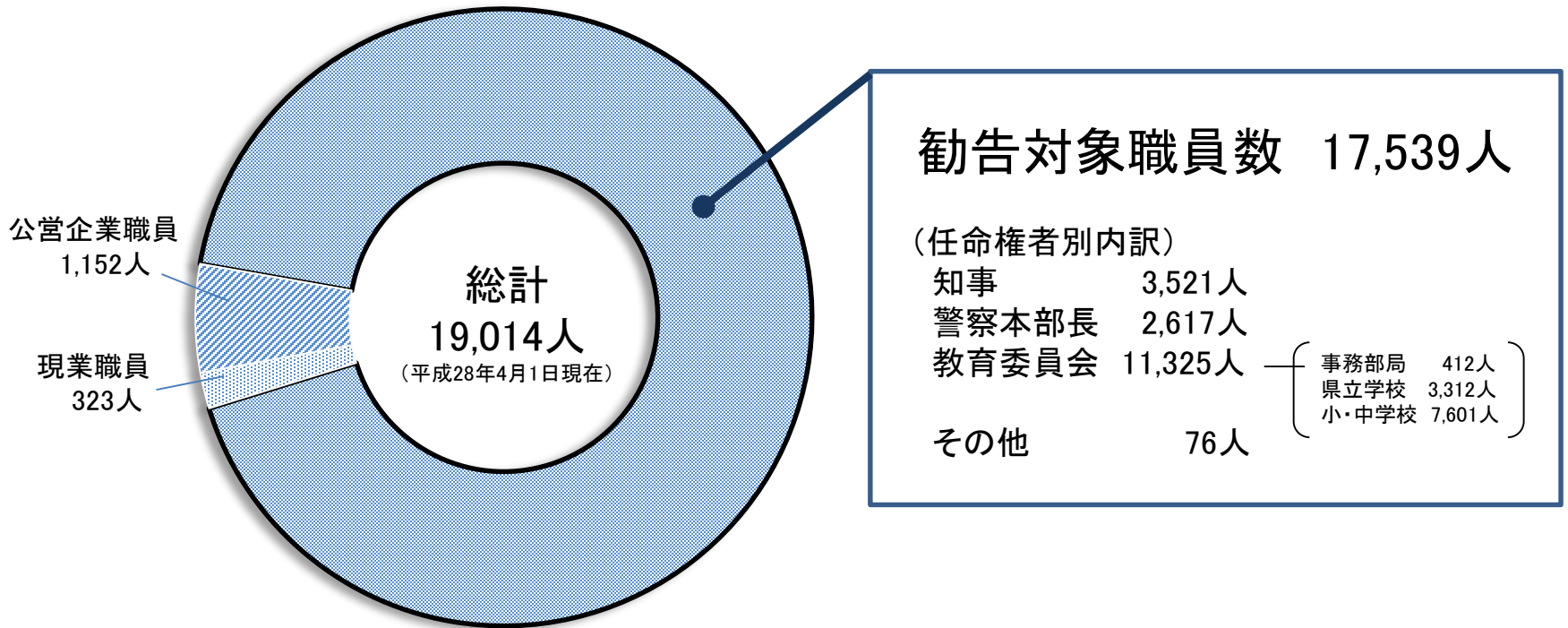
平成28年10月
青森県人事委員会

目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の勧告のポイント	4
[資料] 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表関係)	5

給与勧告の対象職員

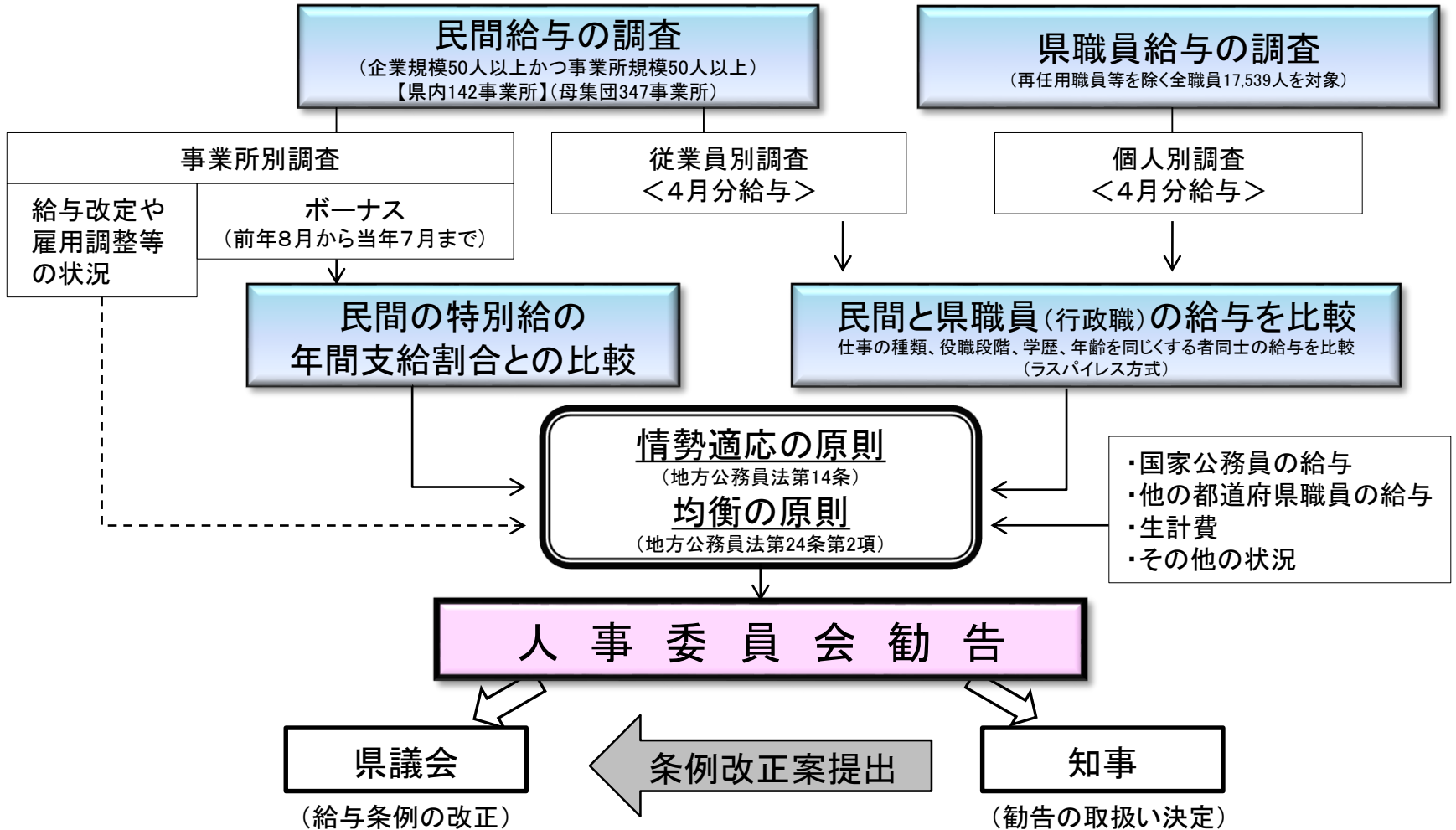
青森県には、平成28年4月1日現在、一般職の職員(再任用、臨時、非常勤職員を除く)は19,014人いますが、このうち人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業(病院局等)職員及び現業職員を除いた17,539人となります。



給与勧告の手順

人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して得られた較差を考慮し、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。

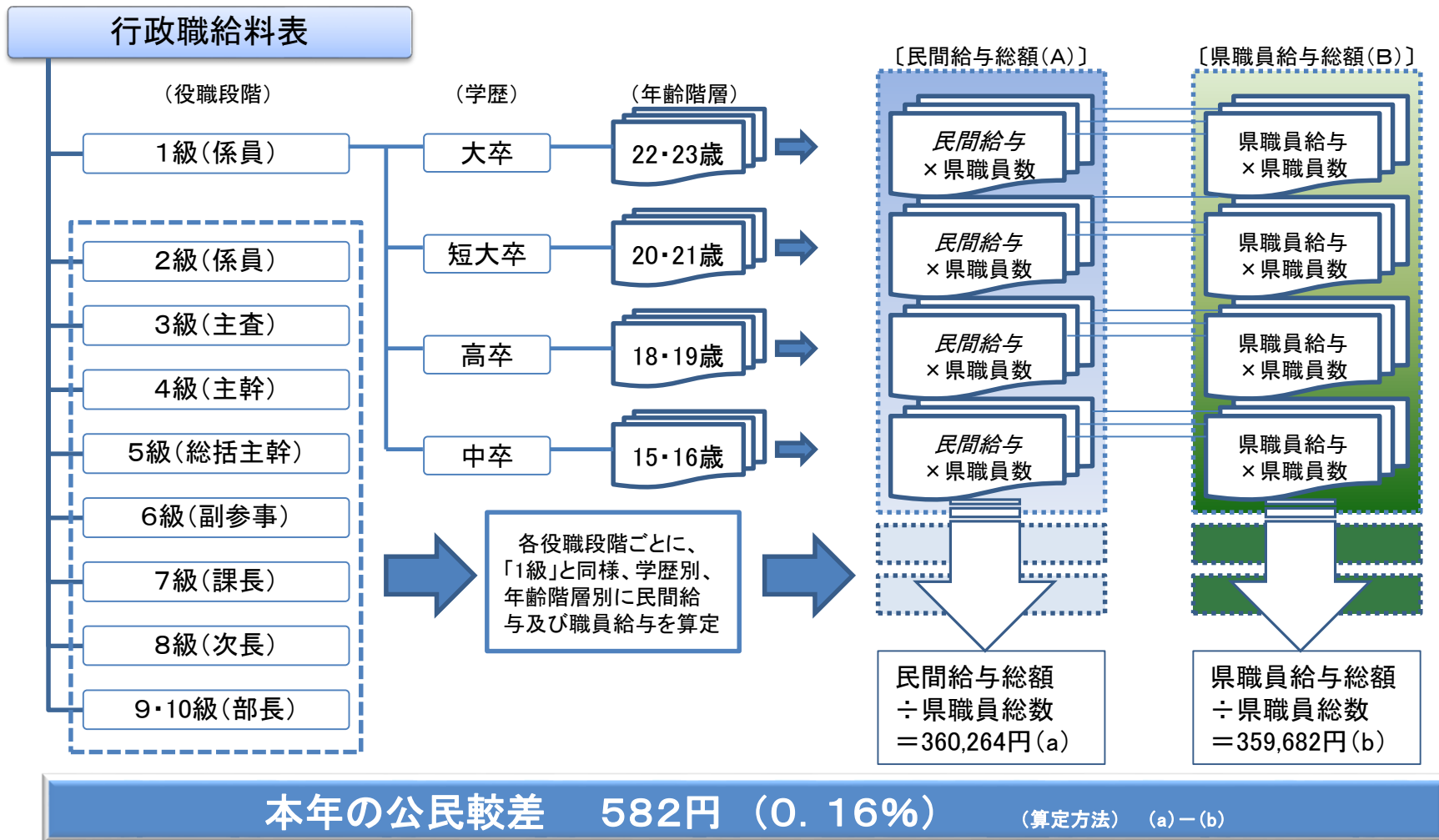
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合を重視しつつ、地方公務員法第24条第2項に規定する給与決定の諸条件を総合的に勘案し勧告を行っています。



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の勧告のポイント

1 給料表

初任給1,500円引上げ、若年層においても同程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定

2 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況等を勘案し、医師に係る手当額を引上げ改定

3 期末手当・勤勉手当

年間平均支給月数を4.00月から4.05月に引上げ。引上げ分は勤勉手当に配分

4 扶養手当

配偶者に係る手当額をその他の扶養親族と同額まで減額(13,000円→6,500円)

子に係る手当額を引上げ(6,500円→10,000円)

5 実施時期

1, 2は平成28年4月1日、3は条例の公布日、4は平成29年4月1日から段階的に実施

最近の給与勧告の実施状況（行政職給料表関係）

月例給、特別給ともに3年連続の引上げとなり、平均年間給与も3年連続で増加しました。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職給料表適用者の 平均年間給与(カット前※)	
	平均改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成11年	0.22%	4.95月	△0.30月	△10.5万円	△1.5%
平成12年	0.11%	4.75月	△0.20月	△7.3万円	△1.1%
平成13年	0.04%	4.70月	△0.05月	△1.8万円	△0.3%
平成14年	△1.92%	4.65月	△0.05月	△15.2万円	△2.2%
平成15年	△1.04%	4.40月	△0.25月	△17.2万円	△2.6%
平成16年	△0.60%	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.2万円	△0.0%
平成18年	—	4.45月	—	—	—
平成19年	0.13%	4.40月	△0.05月	△1.2万円	△0.2%
平成20年	—	4.40月	—	—	—
平成21年	△0.51%	4.10月	△0.30月	△13.8万円	△2.1%
平成22年	△0.10%	3.95月	△0.15月	△6.5万円	△1.1%
平成23年	△0.29%	3.95月	—	△1.8万円	△0.3%
平成24年	—	3.85月	△0.10月	△3.8万円	△0.6%
平成25年	—	3.85月	—	—	—
平成26年	0.24%	3.95月	0.10月	5.1万円	0.9%
平成27年	0.21%	4.00月	0.05月	3.0万円	0.5%
平成28年	0.15%	4.05月	0.05月	2.6万円	0.5%

※ 「カット前」とは、職員の給与の特例に関する条例による給料月額の前減額を行う前のベースの給与であることを示す。